## 伊丹市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市地域生活支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第2条第1項 第5号に規定する伊丹市障害者福祉ホーム事業(以下「事業」という。)を実施する事業者に対す る補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 本事業は、障害者の自立を促進するため、一定程度の自活能力のある障害者であって、住宅 の確保が困難な者に対し、一定期間利用させて生活の場を与え、必要な指導等を行うことに対して、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとする。

(補助対象団体)

- 第3条 この補助の対象となる団体は、医療法人、社会福祉法人等で市長が適当と認めたものとする。 (補助対象事業)
- 第4条 この補助の対象となる事業は、次に定める要件を満たすものでなければならない。
  - (1) 利用人員 利用人員は原則として10人以上が常時利用していること。
  - (2) 設備 設備は利用者の保健・衛生及び安全の確保に十分留意したものであること。
  - (3) 指導員 事業を行うにあたっては、原則として管理人1人、医師1人以上を配置していること。
  - (4) 利用対象

原則として,市内に住民票のある障害者又は入居前の住所が市内にある障害者であり,ひと 月につき 15 日以上利用していること。

(補助金の額と算定方法)

第5条 補助金の交付額は、補助事業に要する経費について、別表に定める額とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、伊丹市障害者福祉ホーム事業補助金交付申 請書(様式第1号)に下記の必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 申請者の定款又は運営規定
  - (2) 従事者名簿,資格,研修受講の有無,従事者の勤務体系等
  - (3) 収支予算書
  - (4) 事業計画書
  - (5)その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は交付申請のあった場合,関係書類を審査し,必要に応じて実施調査を行うなど内容に

ついて検討したうえ、速やかに補助の適否を判断し、伊丹市障害者福祉ホーム事業補助金交付決 定通知書(様式第2号)を団体の代表者あてに通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求,交付)

第8条 前条の規定により通知を受けた団体の代表者は,月の初日から末日までの間に行った事業について,翌月10日までに補助金請求書(様式第3号)及び活動報告票(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(事業の廃止等の承認)

第9条 団体の代表者は、補助金交付の決定後において、当該事業計画の廃止等をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金交付決定の取消等)

- 第10条 市長は、団体の代表者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消すことができるとともに補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずることができる。
  - (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 補助金を目的外の用途に使用したとき。
  - (3) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付をうけたとき。

(帳簿等の整備)

第11条 交付団体の代表者は当該事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え,かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(調査)

第12条 市長は、必要があると認めたとは、団体の代表者に対し、報告を求め、又は職員に調査を 行わせることができる。

(施行細則)

第13条 この要綱に施行に際し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成20年8月27日より施行し、平成20年4月1日以後に実施される事業に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

	基準額	備考
身体障害者	1 施設定員 5~9 人の場合 3,216,000 円÷12 月×利用者月数/定員 2 施設定員 10~19 人の場合 3,833,000 円÷12 月×利用者月数/定員 3 施設定員 20~29 人の場合 5,068,000 円÷12 月×利用者月数/定員	
知的障害者	1 管理人に対する経費 216,580 円×利用者月数/定員 2 補修費 7,350 円×利用者月数/定員	1と2の合計額を基準額とする。
精神障害者	1 管理人に対する経費及び修繕費 227,670 円×利用者月数/定員	

備考 上記に定める基準額について、十円未満は切り捨てとする。 利用者月数は、利用人数及び利用月数に応じて算定する。

## 伊丹市障害者福祉ホーム事業補助金交付申請書

伊丹市長様

申請者 住 所

団体名

代表者

印

伊丹市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱第6条の規定により( 年度分)の補助金を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円 (年度分)
- 2 添付書類
  - (1) 申請者の定款又は寄附行為等
  - (2) 従事者名簿、資格、研修受講の有無、従事者の勤務体系等
  - (3) 収支予算書
  - (4) 事業計画書
  - (5) その他市長が必要と認める書類

第 号 年 月 日

## 伊丹市障害者福祉ホーム事業補助金交付決定通知書

様

伊丹市長

)

年 月 日に申請のあった伊丹市障害者福祉ホーム事業補助金交付申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の可否 (否の理由
- 2 補助金交付予定額 円( 年度分)

## 補 助 金 請 求 書

伊丹市長 様

住 所

団体名

代表者

印

伊丹市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、福祉ホーム事業補助金 (年月分)を、下記のとおり請求します。

記

円

- 1 補助金請求金額
- 2 振込先金融機関名 銀行・金庫 支店
- 3 口座種類 普通 当座
- 4 口座番号
- 5 口座名義人(フリガナ)
- 6 添付書類 伊丹市障害者福祉ホーム事業活動報告票(様式第4号)